

# 建設国保の給付が制限されるもの

国保の保険給付は、法律で給付の範囲や内容を定めています。

## 次のような場合は、保険給付が制限されます(0~100%)

### ①他の保険の給付が受けられるとき

- 仕事や通勤中にケガをしたときなど… 労災保険が適用
  - ・ 工作中的のケガ (労災事故)
  - ・ 仕事が原因で起きた病気 (職業病)
  - ・ 仕事の行き帰りの事故 (通勤災害)
- 第三者行為 (交通事故など) によるもの… 22頁参照



### ②病気やけがと認められないとき

- ・ 美容整形
- ・ 健康診断など病気やけがの治療といえないもの

### ③一定の範囲で給付を制限するもの

- ・ けんか、泥酔、飲酒運転、速度違反など著しい不行跡による傷病
- ・ 自分でワザとした行為
- ・ 犯罪行為によるもの



## 「負傷等の原因についてのおたずね」を郵送しています

建設国保では、ケガなどで受診した被保険者に「負傷等の原因についてのおたずね」を郵送していますので、必要事項を記入し、回答期限までに返送してください。

この「負傷原因のおたずね」は、正しい保険給付で健全な運営を目的としています。回答がなかった場合や、虚偽の回答の場合は、治療費の全額または一部を返していただくこともあります。

**保険証を使ってケガの治療をするときは、必ず建設国保へ届出てください。**